

会 議 録

会議の名称	令和８年度 第１回本庄市都市計画審議会
開催日時	令和８年８月２１日（金） 午後１時３０分から 午後２時００分まで
開催場所	本庄市役所２階 職員厚生室
出席者	（会 長）齊藤 順一 会長 （委 員）岩崎 榮 委員、江原 貞治 委員、田端 講一 委員、 栗田 弘志 委員、矢野間 規 委員、 隅藏 雄一郎 委員（代理 笹井事業対策官）、 伊藤 正経 委員、宮木 和人 委員、林 きよみ 委員
	（事務局）【都市整備部】高柳部長、清水次長 【都市計画課】堀越課長、小暮係長、岡田主任、久保主事補 【道路管理課】平野課長補佐兼係長
欠席者	真下 敏明 委員、小賀野 健司 委員、田中 輝好 委員、広瀬 伸一 委員
議 題 (次 第)	次第１ 開会 次第２ 委嘱状交付 次第３ 会長選出 次第４ 職務代理者の指名 次第５ 会長及び職務代理者挨拶 次第６ 諮問及び市長挨拶 次第７ 議事 (審議事項) 第１号 本庄市都市計画マスタープランの改定について (本庄市決定)

	次第 8 その他 次第 9 閉会
配 付 資 料	・配布資料一覧表 ・次第 ・席次表 ・委員名簿 ・議案概要一覧表 ・議案書 ・本庄市都市計画マスタープラン2023 ・本庄市立地適正化計画2023 ・本庄市の都市計画 ・本庄市都市計画審議会参考資料集
その他特記事項	
主 管 課	都市整備部 都市計画課

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
	1. 開 会
事務局 (都市計画課長)	定刻になりましたので、ただいまより令和8年度第1回本庄市都市計画審議会を開催いたします。 本日はお忙しい中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。 私は本日の進行を務めさせていただきます、都市計画課長の堀越と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 はじめに、本日の資料を確認させていただきたいと存じます。お手元の「配布資料一覧表」をご覧ください。「次第」、「議案概要一覧表」、「議案書」は、事前に郵送させていただいております。 当日資料として「座席表」と「審議会委員名簿」を机上に置かせていただきました。 また、配布資料一覧表に記載はございませんが、「本庄市都市計画審議会参考資料集」、「本庄市の都市計画」、「本庄市都市計画マスタープラン2023」、「本庄市立地適正化計画2023」を、参考にお配りしてございます。 資料の不足等がございましたらお知らせ下さい。 本日の審議会につきましては、令和8年4月1日の委員改選後、初めての会議でございまして、会長が決定しておりません。従いまして、議事に入る

	までは、私の方で進行させていただきたいと存じます。事務局の進行・説明は、恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。 続いて、会議の成立についてご報告いたします。 本庄市都市計画審議会条例第6条第2項では、「審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない」と規定しております。本日まで出席いただいております委員は14名中現在10名でございます。したがって、2分の1以上の定数に足りておりますので、本日の会議は成立することをご報告いたします。 また、本審議会は、本庄市都市計画審議会規則第2条に基づき、審議会を公開といたします。 次に、本日の傍聴人についてです。 同規則第3条に基づき、市のホームページで本審議会の開催や傍聴人の定員数10名についてご案内したところ、2名の申込みがございました。このあと傍聴人の方にお入りいただきますので、よろしくお願いいたします。 なお、本審議会の会議録につきましては、本庄市都市計画審議会規則第5条に基づき、議決により非公開とした部分を除いた上で、市のホームページ等により発言者名を付して公表することになりますので、ご承知おきください。 また、会議録作成のため、録音させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。 傍聴人の方々に傍聴上の注意を申し上げます。先ほど事務局よりお配りしました「傍聴上の注意」を遵守させていただきたいと存じます。この「傍聴上の注意」に反する場合には、退場していただくことがございます。よろしくお願いいたします。
	2. 委嘱状交付
事務局 (都市計画課長)	それでは、次第に従いまして、委嘱状の交付を行います。市長から委嘱状をお渡しいたしますので、お名前をお呼びいたしましたら、その場にてご起立をお願いいたします。 はじめに、本庄市都市計画審議会条例第3条第1項第1号に規定されます、

	「識見を有する者」から選出されました委員よりお呼びいたします。 本庄市自治会連合会「岩崎 榮 (いわざき さかえ)」委員 本庄商工会議所「真下 敏明 (ましも としあき) 委員につきましては、ご欠席のご連絡をいただいております。 児玉商工会「江原 貞治 (えはら ていじ)」委員 本庄市農業委員会「田端 講一 (たばた こういち)」委員 元本庄市職員「齊藤 順一 (さいとう じゅんいち)」委員 続きまして、同項第2号に規定されます、「市議会の議員」から選出されました委員をお呼びいたします。 「栗田 弘志 (くりた ひろし)」委員 「小賀野 健司 (おがの けんじ)」委員につきましては、ご欠席のご連絡をいただいております。 「矢野間 規 (やのま ただし)」委員 「田中 輝好 (たなか てるよし)」委員につきましては、ご欠席のご連絡をいただいております。 「広瀬 伸一 (ひろせ しんいち)」委員につきましては、ご欠席のご連絡をいただいております。 続きまして、第2項第1号に規定されます、「関係行政機関又は埼玉県職員」から選出されました委員をお呼びいたします。 国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所長「隅藏 雄一郎 (すみくら ゆういちろう)」委員につきましては、代理として、事業対策官の笹井 昭広 (ささい あきひろ) 様にご出席いただいております。笹井様は代理で委嘱状をお受け取りください。 埼玉県本庄県土整備事務所長「伊藤 正経 (いとう まさのり)」委員 続きまして、同項第2号に規定されます、「市内に住所を有する者」から公
--	---

	募により選出されました委員をお呼び致します。 「宮木 和人 (みやき かずひと)」委員 「林 きよみ (はやし きよみ)」委員 なお、本日ご欠席の委員の委嘱状につきましては、後日、送付させていただきます。
	3. 会長選出
事務局 (都市計画課長)	続きまして、本審議会の会長の選出についてです。 本年4月1日より、新たに委員の任期が始まっており、現在、本審議会の会長が不在となっております。委員名簿をご覧ください。 会長の選出につきましては、審議会条例第5条第1項により、第3条第1項第1号の「識見を有する者」の委員のうちから、選挙によってこれを定めるとされております。 それでは、会長に立候補またはご推薦がございましたら、挙手をお願いします。
岩崎委員	齊藤委員を推薦いたします。齊藤委員におかれましては、長年にわたり本庄市の職員として勤められ、都市整備部長も務められました。本市の都市計画を熟知しており、会長に適任かと存じますので、ご推薦申し上げます。
事務局 (都市計画課長)	ありがとうございます。ただ今、岩崎委員から齊藤委員を推薦するとの意見がございました。ほかにご意見や立候補される方、または、ご推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。 それでは、ほかに意見もないようですので、お諮りいたします。 齊藤委員を本庄市都市計画審議会の会長に選出することについて、ご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議がないようであれば、委員皆様の拍手をもって、ご承認いただきたいと存じます。 (拍手)

	ありがとうございます。それでは、本庄市都市計画審議会の会長は齊藤委員と決定しました。 齊藤委員におかれましては、会長席へご移動願います。
	4. 職務代理者の指名
事務局 (都市計画課長)	続きまして、職務代理者の指名についてです。 審議会条例第5条第3項の規定で「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」とされております。つきましては、齊藤会長より、職務代理者のご指名をいただきたいと存じます。
齊藤委員	ただいま事務局から私の職務代理者の指名につきましてお話がございましたが、私からご指名させていただきたく存じます。 伊藤委員をご指名させていただきます。 伊藤委員につきましては、埼玉県本庄県土整備事務所の所長を務められており、都市計画全般において精通しているかと存じます。 伊藤委員に職務代理者をお願いできればと存じますが、引き受けていただけますでしょうか。
伊藤委員	はい、承知いたしました。よろしくお願いいたします。
齊藤委員	それでは、伊藤委員に職務代理者をお願いしたいと存じます。
	5. 会長及び職務代理者挨拶
事務局 (都市計画課長)	ありがとうございました。 会長と職務代理者が決定いたしましたので、ここでお二人から、ご挨拶をいただきたいと存じます。 まずは、齊藤会長よりご挨拶をお願いいたします。
齊藤会長	ただいまご推挙を賜りました齊藤でございます。 先ほどご紹介いただきましたが、私は37年間本庄市の職員として勤務し、本庄市のまちづくりに取り組んで参りました。 都市計画審議会は、地元の実情や周辺の状況を熟知している専門の方が委員として参加され、本市の都市計画についてご審議いただく非常に重要な場であると考えております。微力ではございますが、皆様の力をお借りし

	ながら審議会を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
事務局 (都市計画課長)	ありがとうございました。 続きまして伊藤委員お願いいたします。
伊藤委員 (職務代理者)	本庄県土整備事務所の伊藤でございます。 私は約20年前にも本庄県土整備事務所に勤務しており、その当時も本庄市をはじめ関係機関の皆様大変お世話になりました。 県では都市計画課にも所属したことがございますので、微力ではございますが、会長を補佐し、円滑な審議会運営に努めてまいりたいと考えております。 委員の皆様とともに議論を深めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
事務局 (都市計画課長)	ありがとうございました。
	6. 諮問及び市長挨拶
事務局 (都市計画課長)	続きまして、諮問についてです。 吉田市長から齊藤会長に諮問させていただきます。よろしくお願いいたします。
吉田市長	本庄市都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、次の事項について諮問します。 議案番号1 本庄市都市計画マスタープランの改訂について (本庄市決定) 以上、諮問いたします。
事務局 (都市計画課長)	続きまして、吉田市長よりご挨拶を申し上げます。
本庄市長	本日は、大変お忙しい中、令和8年度第1回本庄市都市計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。 また、令和8年4月の委員改選に伴い、先ほど委員の皆様へ委嘱状を交付

	させていただきました。 都市計画審議会は、本市の将来のまちづくりに関わる重要な案件についてご審議いただく場でございます。委員の皆様には、それぞれのお立場や専門的な見地からお力添えをいただきますよう、改めてお願い申し上げます。 本日、諮問させていただきました案件は、「本庄市都市計画マスタープランの改定について」でございます。 今回の改定は、埼玉県において国道４６２号の４車線化に向けた検討が着実に進められている中、この機会を逸することなく、本市として将来のまちづくりを見据えた道路ネットワークの方向性を都市計画マスタープランに位置付けようとするものでございます。 私は、国道４６２号の４車線化を、単に道路を広げるだけの事業として捉えているわけではございません。 本庄市が持つ、高速道路のインターチェンジや新幹線の駅といった優れた広域交通条件をさらに生かし、産業振興や企業誘致、雇用の創出、そして人口の定着へとつなげ、本市の「稼ぐ力」を高めていくための重要なまちづくりの基盤であると考えております。 そして、私が申し上げている「稼ぐ力」も、それ自体が目的ではありません。 地域経済を活性化し、市民の暮らしを支え、次の世代へ希望ある本庄市を引き継いでいく。その好循環を生み出していくことが、私の掲げる「本庄流経済の好循環」でございます。 一方で、国道４６２号の周辺には、本市の農業を支える優良な農地が広がっています。 農業もまた、本市の地域経済を支える大切な産業であり、今後のまちづくりを考える上では、農業施策との調整を十分に図っていくことが欠かせません。 営農を継続していくべき農地や農業者の営農環境には十分配慮するとともに、農業の振興や付加価値の向上、さらには新たな産業立地など、それぞれの地域の将来につながる土地利用を、農業に携わる皆様とも丁寧に話し合いながら考えていくことが重要であると考えております。 そのため、今回の道路ネットワークについても、交通の利便性だけではなく、
--	---

	く、将来の土地利用や産業のあり方、農業との調和、地域の生活環境など、様々な視点から総合的に考えていかなければなりません。 今回の都市計画マスタープランの改定についても、道路を整備することそのものを目的とするのではなく、その道路を、本庄市の産業や農業、そして市民の暮らしにどのようにつなげ、次の本庄の発展につなげていくのか、そうした視点が何より重要であると考えております。 委員の皆様におかれましても、それぞれの深い見識や地域のお立場から、ぜひ忌憚のないご意見をいただき、「本庄市の未来をつくる」という視点で慎重かつ活発にご審議いただきますようお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。 本日は、どうぞよろしくお願いいたします。
事務局 (都市計画課長)	ここで誠に申し訳ございませんが、市長は別の公務のため退席させていただきます。
事務局 (都市計画課長)	それでは、これより議事に入らせていただきたいと存じます。議事進行につきましては齊藤会長にお願いしたいと存じます。
	7. 議事
齊藤会長	改めまして、委員の皆様方には、ご多忙中のところ、本庄市都市計画審議会にご出席いただき、感謝申し上げます。審議に当たりましては、慎重かつ効率的に進めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。 それでは、まず、本日の非公開議案等についての審査をいたします。 本庄市都市計画審議会規則第2条では、「審議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であつて、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる」とされております。 私といたしましては、本日は非公開にすべきと思う案件はございません。 規則第2条に基づき非公開事項に該当する議案がございましたらご提案をお願いいたします。

	(提案なし) それでは、本日非公開とする議案はなしということで進めさせていただきたいと存じます。 それでは、次第に従いまして、議事に入らせていただきます。議案番号1「本庄市都市計画マスタープランの改定について」でございます。事務局よりご説明をお願いいたします。
事務局 (岡田主任)	本庄市役所都市計画課の岡田と申します。私からは、このたび審議会に諮問させていただきました議案番号1「本庄市都市計画マスタープランの改定について」を説明させていただきます。 議案書に沿って説明させていただきます。 本市では、平成25年3月に、本市が目指すべき将来像やその実現のための都市づくりの基本的な方針として「本庄市都市計画マスタープラン」を策定し、本庄市都市計画マスタープランに沿ったまちづくりを進めております。 本庄市都市計画マスタープランは、社会情勢の変化等を踏まえて何度か見直しを行っており、直近では令和5年3月に改定を行っております。 さて、今般、埼玉県が国道462号の4車線化に向けた検討を行っていると伺っております。これに関連して、本庄市都市計画マスタープランにおける本市の将来都市構造や発展創出ゾーンとの整合、周辺の状況等を踏まえた産業基盤の将来的な展開などを踏まえ、市として望ましいと考える方向性を整理し、市としての考えを示すため、本庄市都市計画マスタープランの部分改定を検討しております。 具体的には、本庄市都市計画マスタープランの68ページに記載されている「交通体系整備の方針図」に、国道462号の4車線化を踏まえた将来の交通体系を位置づけることを構想しております。 都市計画法第18条の2第2項において、「市町村が都市計画マスタープランを定めようとするときは、予め住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とされていることから、本審議会に諮問するものです。 つきましては、本件について、皆様にご審議いただきたく存じます。 なお、慎重な審議を行うため、本件に係る本庄市都市計画審議会は3回程

	度の開催を予定しております。具体的な改定内容については、第2回の都市計画審議会にてご審議いただくことを予定しております。 議案番号1の説明は以上となります。
齊藤会長	ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質疑、ご意見などお伺いしたいと存じますが、先立って私から事務局に1点質問させていただきます。 今回の改定は、議案書で「修正検討箇所」として囲われている部分に、道路の線を追記するという理解でよろしいでしょうか。
事務局 (岡田主任)	お見込みのとおりです。
齊藤会長	ありがとうございます。それらを第2回都市計画審議会で示していくということなのですね。 ほかにありませんか。
田端委員	対象地域は優良農地が広がる地域です。地域計画の変更等が必要となる可能性もありますので、農業施策との調整を丁寧に進めていただければと思います。また、農地は一度転用すると元に戻すことが難しいため、農業従事者との話し合いも十分に行いながら進めてください。道路は地域の発展に必要なインフラでもありますので、農業委員会としても必要な協力は行っていきたいと考えています。よろしくお願いします。
事務局 (都市計画課長)	ご意見ありがとうございます。 今後地元の農家の方とは何度か意見交換をしながら進めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
齊藤会長	私から一点お話をさせていただきます。さきほど事務局の議案説明の中で「発展創出ゾーン」という言葉が出てきました。発展創出ゾーンは本庄市総合振興計画の土地利用構想にも示されており、土地利用構想図にはエリアが明示されています。都市計画マスタープランでも同じ位置に紫の円で「発展創出ゾーン」として示されています。 総合振興計画には、発展創出ゾーンがどのような区分であるかが記載されていますので、該当部分を読み上げますと「本市が持続可能な都市であり続けるため、地域活力の新たな創出を図るゾーンです。関越自動車道本庄

	児玉インターチェンジ周辺や国道１７号本庄道路周辺など、交通の利便性が良く産業立地のニーズが高い土地においては、農業施策との調整等を図りながら、本市の将来を持続的に支える多様な誘導を目指します」ということでございます。 田端委員からご意見がありました通り、農業施策等の調整は必ず図るべきことであり、市もその必要性を認識しているものと存じます。
事務局 (小暮係長)	私からも補足させていただきます。本日は皆様にお配りしている都市計画マスタープランの５０ページをご覧ください。このページは将来都市構造のページで、この中にも発展創出ゾーンについて記載しています。内容はさきほど齊藤会長からご説明いただいたものとほぼ同様ですが、読み上げますと「関越自動車道本庄児玉インターチェンジ周辺や国道１７号本庄道路周辺を発展創出ゾーンとして位置づけ、農業施策と調整をしながら生産・加工・流通等の産業機能や観光機能の創出を図ります」とのことで、都市計画マスタープランにおいても、「農業施策との調整」が明記されておりますので、この項目に沿った形で進めていければと考えております。
江原委員	道路の整備というのは、既存の児玉本庄間を４車線にするのでしょうか。それとも新しく４車線の道路を作るといった可能性もあるのでしょうか。
事務局 (都市計画課長)	現道部分を拡幅で４車線にするという考え方もございますし、新たに４車線の道路を作るという考え方もございまして、そちらについてはこれから検討していく段階でございます。
齊藤会長	線なり点を入れた案が提示されるのは第２回都市計画審議会とのことでしたので、その際に具体的な審議をお願いしたいと思います。
齊藤会長	他に質疑、ご意見等はございませんか。 無いようですので、これにて本日の審議を終了いたします。 事務局から説明がございましたとおり、全３回の継続審議となるようでございます。今後につきましても、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。 以上をもちまして、議長の任を解かせていただき、事務局へ進行をお返しします。ありがとうございました。

	8. その他
事務局 (都市計画課長)	ありがとうございました。 それでは次第に従いまして「その他」について、事務局よりご説明いたします。
事務局 (岡田主任)	事務局から、今後のスケジュールについて説明いたします。 都市計画マスタープランの改定につきましては、本日いただいた御意見を踏まえつつ引き続き検討して参ります。 今年度中の改定を目指していることから、10月中旬頃を目途に2回目の都市計画審議会を開催し、具体的な改定内容をご審議いただきたく存じますので、引き続きよろしくお願いいたします。 なお、検討に時間を要することが想定されるため、通常であれば都市計画審議会の開催1か月前を目安に開催の通知をさせていただいているところ、それよりも直前でのご案内になる可能性がございます。 委員の皆様にはご迷惑をおかけすることになり大変恐縮ですが、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。 以上、事務局からの説明とさせていただきます。
事務局 (都市計画課長)	ただいまの説明につきまして、ご質問などございますか。 ご質問が無いようですので、閉会に移らせていただきます。
	9. 閉会
事務局 (都市計画課長)	本日は、慎重審議ありがとうございました。 これを持ちまして、令和8年度第1回本庄市都市計画審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。